

DB・DC法改正について

本資料においては以下の略称を用いております。

DB : 確定給付企業年金(Defined Benefit)

DC : 確定拠出年金(Defined Contribution)

iDeCo : 個人型確定拠出年金

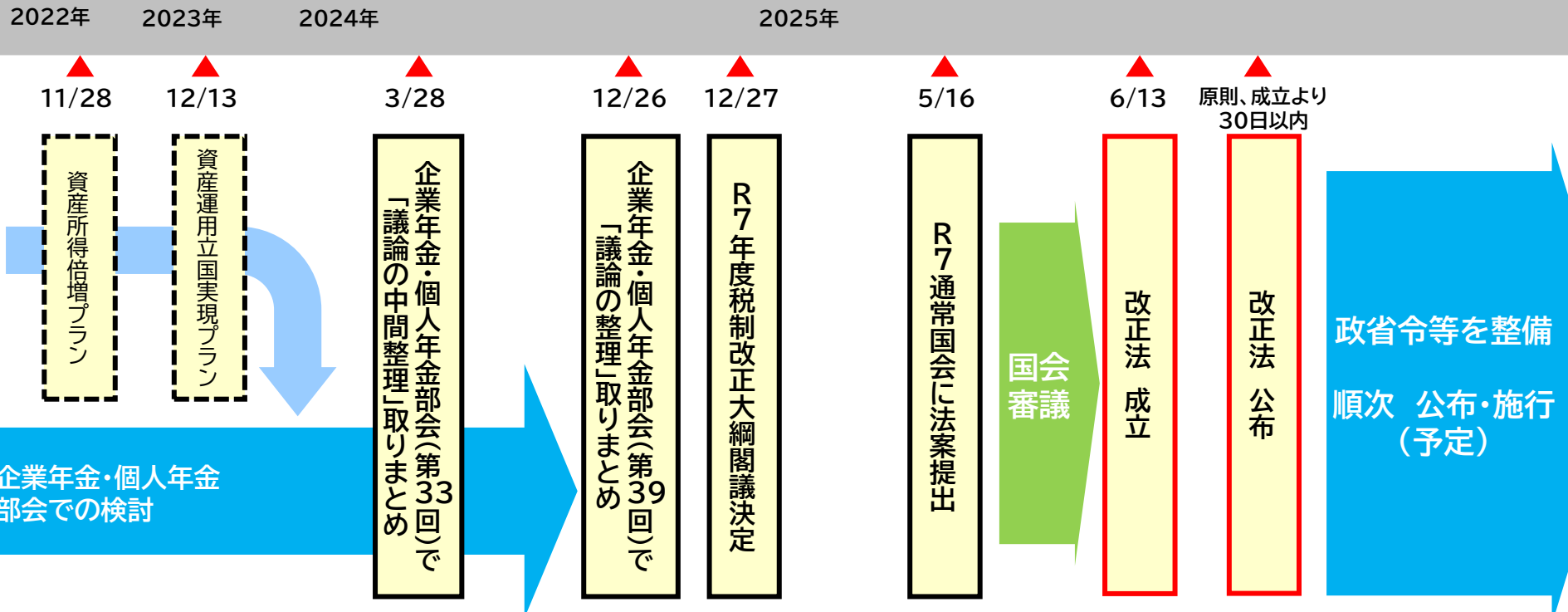
2025年6月

日本生命保険相互会社

本資料は、作成時点における信頼できる情報にもとづいて作成されたものですが、その情報の確実性を保証するものではありません。
本資料に含まれる会計・税務・法律等の取扱いについては、公認会計士・税理士・弁護士等にご確認のうえ、貴団体自らが判断ください。

- 2025年6月13日に「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」(以下、「改正法」)が成立しました。
- 公的年金部分については、2024年の公的年金財政検証の結果等をもとに、社会保障審議会年金部会等で実施された議論等を経て、法案が作成されました。
- 私的年金部分については、政府の「新しい資本主義実現会議」のもとに設置された分科会等で取りまとめられた「資産所得倍増プラン」、「資産運用立国実現プラン」にて提示された内容等も含めて、社会保障審議会企業年金・個人年金部会にて、議論が実施されました。議論の内容は同部会において「議論の整理」として取りまとめられ、法案が作成されました。

<改正までの経緯> ※私的年金についての部分



■ DCに関する主な改正事項

【企業型DC】マッチング拠出における加入者掛金額制限の廃止

○マッチング拠出における、「加入者掛金額は事業主掛金額を超えない」という制限を廃止し、**拠出限度額※の枠を十分に活用できるようにします。**

施行日:公布から3年以内の政令で定める日

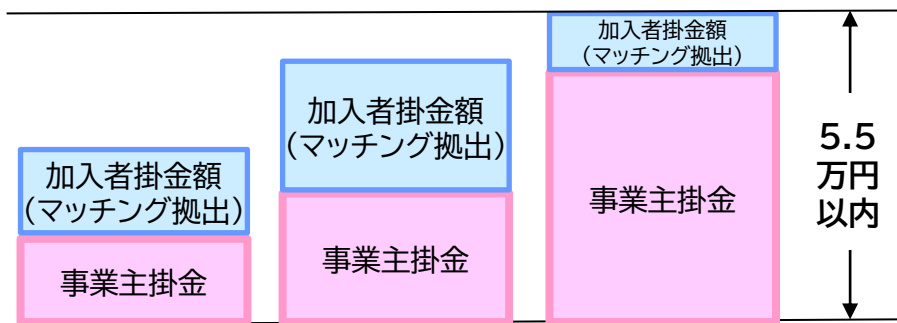
【DC法第4条第1項第3号の2等の削除】

【加入者掛金額(マッチング拠出)拠出限度額】

改正前

以下の①かつ②を満たす額
①加入者掛金額 + 事業主掛金額の合計額が拠出限度額※を超えない
②**加入者掛金額が事業主掛金額を超えない**

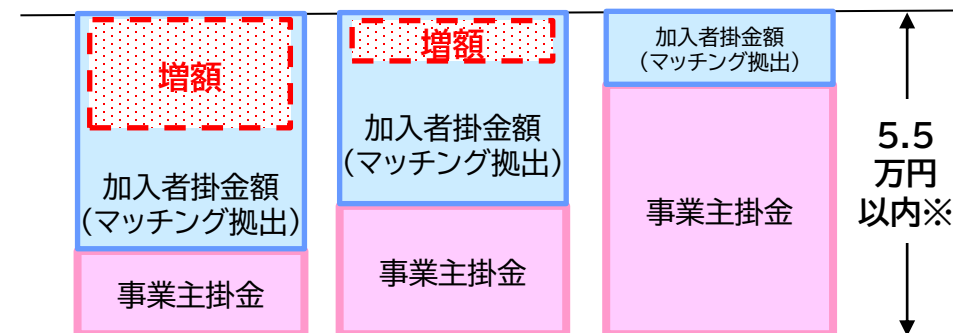
<イメージ> DBなしのケース(月額)



改正後

以下の要件を満たす額
①加入者掛金額 + 事業主掛金額の合計額が拠出限度額※を超えない
(②**廃止**)

<イメージ> DBなしのケース(月額)



※ R7年度税制改正大綱にて、DCの拠出限度額の引上げ(企業型DCの場合:5.5万円/月⇒6.2万円/月)が記されておりますが、拠出限度額は政令で定められており、今後政令が改正される考えられます。なお、今回の改正法の提出理由において、「拠出限度額の拡充等の措置を講ずる必要がある」と記されております。

DB・DCに関する主な改正事項

○DB法、DC法にある報告書提出の条文の改正が行われ、企業年金の運営状況の情報を厚生労働省が取りまとめて公表することにより、他社との比較や分析を行えるようにし、企業年金を行う主体やその加入者等が、加入者等の最善の利益のために運営を改善できるようにします。

【DB法第100条第4項、DC法第50条第2項】

施行日: 公布から5年以内の政令で定める日

【企業年金の運用の見える化(情報開示)】

改正前

(新設)

改正後

<DB>

・厚生労働大臣は、事業主や基金が厚生労働大臣に提出している事業及び決算に関する報告書の記載事項のうち、厚生労働省令で定めるものを公表する。

<DC>

・厚生労働大臣は、事業主が厚生労働大臣に提出している業務についての報告書の記載事項のうち、厚生労働省令で定めるものを公表する。

開示方法・開示項目について(詳細は省令にて定められる予定)

<DB>

- ・開示項目については、毎年の事業報告書・決算に関する報告書の報告項目をベースとする。(一部新規に報告)
※ 運用状況(運用の基本方針等)や専門人材の活用に係る取組状況を含む情報については新たに報告が必要(事業報告書に追加)
- ・開示の方法については、厚生労働省がDB別に公表を行う。 ・開示対象要件として規模要件を設ける。(個人情報保護の観点からの配慮も必要)

<DC>

- ・開示項目については、毎年の事業主報告書・確定拠出年金運営管理機関業務報告書の報告項目をベースとする。(一部新規に報告)(RK経由の報告を想定)
- ・開示の方法については、厚生労働省が事業主・規約・運営管理機関別に公表を行う。
- ・開示は全事業所を対象とする。(個人情報保護の観点からの配慮も必要)
- ・上記に加えて、運用の方法の見える化については、運営管理機関等による取組の改善を促進する。

○その他、私的年金に関連する改正事項は以下のとおり。(主なもの)
事務の簡素化を目的とした改正等が実施される。

項目	改正内容	施行日
【DB】 死亡の届出の簡素化	受給権者が死亡した際、戸籍法の規定による死亡の届出を行った場合であって、厚生労働省令で定める場合については、事業主や基金等への改めての届出を不要にする。 (DB法第99条)	2026年4月1日
【DC】 死亡の届出の簡素化	iDeCo加入者や運用指図者、企業型年金運用指図者等が死亡した際、戸籍法の規定による死亡の届出をした場合であって、厚生労働省令で定める場合については、国民年金基金連合会や記録関連運営管理機関等への改めての届出は不要とする。 (DC法第113条)	2026年4月1日
【企業型DC】 規約承認申請の簡素化	規約承認申請書の添付書類の簡素化 (DC法第3条)	2026年4月1日
【企業型DC】 簡易企業型年金の廃止	簡易企業型年金の廃止 (DC法第3条等)	2026年4月1日
【iDeCo+】 iDeCo+開始の届出	iDeCo+(中小事業主掛金納付制度)を開始する場合の届出先が「厚生労働大臣及び国民年金基金連合会」から「国民年金基金連合会」に一本化。 (DC法第68条の2)	2026年4月1日

※ R7年度税制改正大綱にて、DCの拠出限度額の引上げ(企業型DCの場合:5.5万円/月⇒6.2万円/月)が記されておりますが、拠出限度額は政令で定められており、今後政令が改正されると考えられます。なお、今回の改正法の提出理由において、「拠出限度額の拡充等の措置を講ずる必要がある」と記されております。

■ 年金制度改正法関連

(厚生労働省HP) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00017.html

■ 2022年11月28日 新しい資本主義実現会議決定 「資産所得倍増プラン」

(内閣官房HP) https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/dabiplan2022.pdf

■ 2023年12月13日資産運用立国分科会取りまとめ、2024年2月27日新しい資本主義実現会議報告「資産運用立国実現プラン」

(内閣官房HP) https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/bunkakai/sisanunyou_torimatome/plan.pdf

■ 2024年12月27日公表、社会保障審議会企業年金・個人年金部会「議論の整理」

(厚生労働省HP) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_48235.html